

活力ある多様な地域社会の実現に向けた 地方行財政基盤の確立

○自治体DXの推進

急激に人口減少と少子高齢化が進む中、公共サービスを維持・強化するとともに、地域の活性化を図るためには、地域におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)を進めていくことが重要です。

総務省では、令和5年12月15日にとりまとめられた第33次地方制度調査会の答申においても提言されているように、人口減少により経営資源が制約される中で、職員等のリソースを創意工夫を要する業務にシフトさせ、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくため、デジタル技術を活用した業務改革を進めていきます。

具体的な取組として、自治体窓口など住民の方との接点(フロントヤード)の多様化・充実化とオンライン申請やタブレット等を活用したデータ対応の徹底によって、住民利便性の向上と業務効率化を図るフロントヤード改革を進めています。相談対応や企画立案業務などへ人的配置を最適化するとともに、庁舎レイアウトの見直しも行うことにより、役所が住民や地域社会を担う様々な主体が集う、相談・交流の場として機能するようになります。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方自治体は、原則として令和7年度までに、住民基本台帳、個人住民税などの20業務の情報システムを標準化基準に適合した標準準拠システムへ移行することが定められています。

総務省では、地方自治体が標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行することができるよう令和5年度補正予算で基金を積み増しており、地方団体の取組を支援しています。

あわせて、これら取組を全国津々浦々に広げていくために、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成や、都道府県と市町村等が連携した推進体制の構築を支援しています。

総務省では、このような地方自治体が重点的に取り組むべき事項や国の支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定し、地方自治体のDXの取組を後押ししています。

○こども・子育て政策に係る地方財政措置

我が国の令和5年の出生数は727,277人で過去最少、合計特殊出生率は1.20で過去最低となり、少子化は我が国が直面する最大の危機といえます。急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼします。

そこで政府では、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を策定し、3.6兆円規模の「加速化プラン」に集中的に取り組むこととするなど、こども・子育て政策の強化に一丸となって取り組んでいます。

一方で、児童手当や保育といった、こども・子育てサービスの多くは地方自治体が主体として提供しており、現場である地方自治体が極めて大きな役割を果たしています。こうしたことから、こども・子育て政

策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組むことが重要です。

総務省では、地方自治体が財政力にかかわらず住民生活に必要な行政サービスを提供できるよう、地方財政計画(地方財政を全体として捉えて歳入・歳出を見込んだもの)を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方自治体に対して財源保障をしています。

こども・子育て政策については、令和6年度の地方財政計画において①国が「加速化プラン」に基づき全国的に進める事業(児童手当の拡充など)の地方負担
②地方自治体が地域の実情に応じてきめ細かに実施する事業(子育てしやすい環境の整備など)

の双方の財源を確保し、地方財政措置を講じています。

総務省は、全国どの地域でもこども・子育て政策の強化を図られるよう、今後もしっかりと現場の地方自治体の取組を財政面から支えていきます。

○森林環境税及び森林環境譲与税

森林は、地球温暖化防止や災害防止などの公益的機能を持ち、広く国民一人一人が恩恵を受けています。こうした中で、森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を確保する観点から、国民の皆様にも等しく負担を分かち合っていたくものとして、令和元年度に創設されました。

森林環境税は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもので、令和6年度から課税が開始されています。徴収された森林環境税は、森林環境譲与税として譲与基準に従い地方団体に譲与されることとなりますが、喫緊の課題である森林整備に対応するため、市町村が主体となり手入れの行き届いていない森林の管理経営を行う森林経営管理制度が令和元年度に導入されたことも踏まえ、森林環境税の課税開始に先行して、令和元年度から地方団体への譲与が始まっています。

森林環境譲与税の用途は、市町村においては、間伐等の森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用促進・普及啓発など、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援などとされており、令和4年度は、手入れ不足の森林の間伐等の実施、新規林業就業者の確保のための林業研修、公共建築物の内装木質化、都市部と山間部の市町村が連携した森林整備の実施などに活用され、地域の実情に応じた取組が総合的に進められています。

今後も、地方団体において、森林環境譲与税を森林整備や木材利用等に有効に活用し、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要です。

安心・安全な暮らしの実現に向けて ～能登半島地震における対応～

○大規模災害時における被災自治体への応援職員の派遣

■制度概要

応援職員の短期派遣については、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災自治体を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みとして、平成30年3月に「応急対策職員派遣制度」を創設しました。

本制度に基づく応援職員の派遣の目的は2つあります。1つ目は、被災自治体が行う災害マネジメントの支援(「総括支援チーム」の派遣)です。これは、災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチームが、被災自治体の長の指揮の下、被災自治体が行う災害マネジメントを総括的に支援するものです。2つ目は、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援(「対口支援チーム」の派遣)です。これは、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務に係るマンパワー支援を行うものです。

また、技術職員の中長期派遣については、南海トラフ地震や首都直下地震など今後の大規模災害に備えて、復旧・復興に必要な中長期派遣の要員を確保する「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」を令和2年度に創設しました。

本制度においては、都道府県等が、あらかじめ中長期派遣要員として登録し、平時には、都道府県等が市町村支援業務のための技術職員を配置し、支援業務を実施することとしています。大規模災害が発生した場合には、地方三団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)、指定都市市長会と総務省で構成する「確保調整本部」を設置して中長期派遣調整の全体を総括するとともに、「中長期派遣可能な技術職員数」として都道府県等から報告された要員の派遣先を決定しています。

なお、一般事務職員等の中長期派遣についても、地方三団体等と連携し対応しています。

■令和6年能登半島地震における被災地での活動

被災自治体の行政への支援として総務省から、政府の現地対策本部や被災自治体に、総務大臣政務官や総務省幹部を含む職員を派遣しました。

また、発災直後から被災地と連絡をとり、1月3日には災害マネジメントを支援する総括支援チームがほぼ現地に入り、その後対口支援として全国の地方公共団体から応援職員が派遣され、避難所運営や罹災証明書交付業務等を担いました。ピーク時の1月26日には、1日当たりじつに1,263名の職員が現地で活動しました。

また、復旧・復興に向け、技術職員を含めた中長期的な支援も進めており、被災自治体からの中長期派遣要望に対し、技術職員派遣制度を活用するとともに、地方三団体等と連携し職員派遣を決定し、順次、職員派遣を行っているところです。

○緊急消防援助隊の活動

1 はじめに

令和6年1月1日、石川県能登半島において最大震度7を観測する地震が発生しました。建物倒壊や火災、津波被害などにより甚大な被害が発生し、令和6年7月18日時点で、石川県を中心に死者299名、負傷者1,327名、住家被害128,354棟となっています。

本災害においては、21都府県の消防本部から被災地に駆けつけた緊急消防援助隊が大きな役割を果たしました。

2 緊急消防援助隊等の活動の特徴

(1) 迅速な緊急消防援助隊の出動決定

消防庁の対応としては、地震の規模や大津波警報の発表を踏まえ、石川県知事からの出動要請を待たずに、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求めを行い、発災当初から約2,000名規模の緊急消防援助隊が出動しました。令和6年1月1日から2月21日までに約4,900隊(うちヘリ22機)の約17,000人が派遣され、人命救助、情報収集、消火、救助、救急活動等に従事しました。

(2) 緊急消防援助隊の充実・強化

緊急消防援助隊は、これまで国の補助等によって車両や資機材が充実するなど、体制強化の取組に努めてきており、令和6年4月現在、6,661隊の登録がなされています。部隊運用についても、迅速な派遣に向けた計画の策定、全国のブロックごとの訓練などを行っており、今回の災害にも活かしたものと考えています。

(3) 他機関との連携

緊急消防援助隊員の自衛隊ヘリでの輸送、消防車両の自衛隊機での輸送、高齢者搬送におけるD-MATとの連携など、自衛隊、警察、D-MAT等の関係機関と連携した取組が多く見られました。引き続き訓練等を通じて連携強化を図っていきます。

(4) 地元消防本部の支援

地元である奥能登広域圏事務組合消防本部に対して、防火水槽への給水活動や消防署の出動支援など、緊急消防援助隊からサポートを行いました。

(5) 消防庁職員の派遣

被害情報の収集や共有、関係機関との連絡調整などを行うため、消防庁職員を被災地に派遣しました。また、消防研究センター職員も被災地に派遣し、輪島市大規模火災の原因調査などを行いました。

3 今後について

消防庁では、今回の緊急消防援助隊の活動や、輪島市での大規模火災の検討により、能登半島地震における課題等を検証し、緊急消防援助隊の更なる充実強化などに取り組んでいきます。